

「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議」の一部改正

平成 26 年 7 月 3 日  
(下線部分変更箇所)

新	旧																												
<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>この委員会決議は、投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に基づき自主規制委員会が委任された第 8 条、第14条に規定する運用報告書及び第16条第 3 項並びに第16条の 2 第 3 項に規定する月次開示に係る表示事項の様式及び表示要領を定める。</p> <p>1 規則第 8 条に規定する運用報告書 <u>(全体版)</u> に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 1 とする。</p> <p>別表 1 証券投資信託の運用報告書 <u>(全体版)</u> の様式及び表示例 (規則第 2 条、第 3 条)</p> <p>1. 「ファンドの仕組み」(規則第 2 条第 1 項第 4 号) (略)</p> <p>2. 本文中の表示項目 (規則第 3 条) (1) イ. (イ)～(ロ) (略)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 株式組入比率等の項目は、ファンドの運用指針に応じて適切と判断される主要な運用対象資産の比率 (例えば新株予約権付社債 (転換社債) で中心に運用するファンドは新株予約権付社債 (転換社債) の比率) を表示する。 新株予約権証券 (新株引受権証券を含む。以下別表 1 において同じ。) 及び株式の性質を有するオプション証券等は株式組入比率に含めることとし、新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等が含まれている旨を注記する。 なお <u>ファミリーファンド方式</u> の場合には実質組入比率を表示するものとする。</p> <p>(3) 分配原資の内訳 イ. 表示例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>計算期間が 6 ヶ月未満のファンド (毎月決算の例)</p> </div> <p style="text-align: right;">(単位: 円・%、1 万口当たり・税引前)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">項 目</td> <td style="width: 12.5%; text-align: center;">○期</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">0年0月0日</td> </tr> </table>	項 目	○期	○期	○期	○期	○期	○期		0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	<p>投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議</p> <p>(同 左)</p> <p>1 規則第 8 条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 1 とする。</p> <p>別表 1 証券投資信託の運用報告書の様式及び表示例 (規則第 2 条、第 3 条)</p> <p>1. 「ファンドの仕組み」(規則第 2 条第 1 項第 4 号) (同 左)</p> <p>2. 本文中の表示項目 (規則第 3 条) (1) イ. (イ)～(ロ) (同 左)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項 (イ)～(ロ) (同 左)</p> <p>(ハ) 株式組入比率等の項目は、ファンドの運用指針に応じて適切と判断される主要な運用対象資産の比率 (例えば新株予約権付社債 (転換社債) で中心に運用するファンドは新株予約権付社債 (転換社債) の比率) を表示する。 新株予約権証券 (新株引受権証券を含む。以下別表 1 において同じ。) 及び株式の性質を有するオプション証券等は株式組入比率に含めることとし、新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等が含まれている旨を注記する。 なお <u>ファミリー方式</u> の場合には実質組入比率を表示するものとする。</p> <p>(3) 分配原資の内訳 イ. 表示例</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <p>計算期間が 6 ヶ月未満のファンド (毎月決算の例)</p> </div> <p style="text-align: right;">(単位: 円、1 口当たり・税引前)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 65%;"></td> <td style="width: 8.3%; text-align: center;">○期</td> </tr> <tr> <td>当期分配金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		○期	○期	○期	○期	○期	○期	当期分配金						
項 目	○期	○期	○期	○期	○期	○期																							
	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日	0年0月0日																							
	○期	○期	○期	○期	○期	○期																							
当期分配金																													

新							旧							
	～ 0年0月0日	～ 0年0月0日	～ 0年0月0日	～ 0年0月0日	～ 0年0月0日	～ 0年0月0日								
当期分配金 (対基準価額比率)							当期の収益							
当期の収益							当期の収益以外							
当期の収益以外							翌期繰越分配対象額							
翌期繰越分配対象額														
計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例） （単位：円・%、1万口当たり・税引前）							計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例） （単位：円、1口当たり・税引前）							
項 目	○期 0年0月0日～ 0年0月0日							○期						
当期分配金 (対基準価額比率)							当期分配金							
当期の収益							当期の収益							
当期の収益以外							当期の収益以外							
翌期繰越分配対象額							翌期繰越分配対象額							
ロ．表示上の留意事項 (イ) 当該運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものとする。 (ロ) 表示は1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりとする。  (ハ) 「当期分配金」には「(対基準価額比率)」を表示するものとし、この場合、対基準価額比率は当期分配金（税込み）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なる旨を注記するものとする。 (ニ) (略) (ホ) (略) (ヘ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1万口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、小数点以下を切り捨てるものとする。 （なお書き以下略）							ロ．表示上の留意事項 (イ) (同 左)  (ロ) 表示は1口（元本1口1円以下のものについては、基準価額表示単位。以下同じ。）当たりとする。  (新 設)  (ハ) (同 左) (ニ) (同 左) (ホ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、小数点以下を切り捨てるものとする。 （同 左）							

新				旧	
(4) <u>1万口</u> 当たりの費用明細				(4) <u>1口</u> 当たりの費用明細	
イ. 様式例				イ. 様式例	
計算期間が6ヶ月未満のファンド				計算期間が6ヶ月未満のファンド	
○ <u>1万口</u> 当たりの費用明細				○ <u>1口 (元本XX円)</u> 当たりの費用明細	
項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要	項 目	第〇〇期～第〇〇期
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)				
	金額	比率			
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)  (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)	(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託銀行)	円
(b) 募集手数料				(b) 募集手数料	
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)	(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)	
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)	(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)	
(e) その他費用 (保管費用) (監査費用) (その他)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)	(e) 保管費用等	
合 計				合 計	

新

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	当 期		項目の概要
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1) (注1) 中の記載箇所 (☆2) (注1) 中の記載箇所 (☆3) (注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(e) その他費用 (保管費用) (監査費用) (その他)			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
合 計			

(注1)

以下に係る注記中、(☆)箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

(単位型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中において発生した費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

旧

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 1口(元本XX円)当たりの費用明細

項 目	当 期
(a) 信託報酬 (投信会社) (販売会社) (受託会社)	円
(b) 募集手数料	
(c) 売買委託手数料 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (商 品) (先物・オプション)	
(d) 有価証券取引税 (株 式) (新株予約権証券) (オプション証券等) (新株予約権付社債(転換社債)) (公社債)	
(e) 保管費用等	
合 計	

(注1)

(単位型投資信託)

期中において発生した費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は、解約によって受益権口数に変動があるため、下記の簡便法により算出した結果です。

新	旧
<p>(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)</p> <p><u>(☆1)</u> (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率 (※)</p> <p>(※) 信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。 若しくは</p> $= \frac{[\text{半期末の支払信託報酬額}]}{[\text{半期末の受益権口数}]} + \frac{[\text{期末の支払信託報酬額}]}{[\text{期末の受益権口数}]}$ <p><u>期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。</u> <u>「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。</u></p> <p>なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。</p> <p><u>(☆2) 委託した資金の運用の対価</u></p> <p><u>(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</u></p> <p><u>(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価</u></p> <p><u>(☆5) (c) 売買委託手数料 =</u> <math>\frac{[\text{期中の売買委託手数料}]}{[\text{期中の平均受益権口数}]}</math></p> <p><u>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</u></p> <p><u>(☆6) (d) 有価証券取引税 =</u> <math>\frac{[\text{期中の有価証券取引税}]}{[\text{期中の平均受益権口数}]}</math></p> <p><u>有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金</u></p> <p><u>(☆7) (e) その他費用 =</u> <math>\frac{[\text{期中のその他費用}]}{[\text{期中の平均受益権口数}]}</math></p> <p><u>その他費用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用</u></li> <li>・<u>監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</u></li> <li>・<u>上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。</u></li> </ul> <p>(追加型投資信託)</p> <p><u>(欄外注記) 項目の概要</u></p>	<p>(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)</p> <p>(a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率 (※)</p> <p>(※) 信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。 若しくは</p> $= \frac{[\text{半期末の支払信託報酬額}]}{[\text{半期末の受益権口数}]} + \frac{[\text{期末の支払信託報酬額}]}{[\text{期末の受益権口数}]}$ <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(c) 売買委託手数料 = <math>\frac{[\text{期中の売買委託手数料}]}{[\text{期中の平均受益権口数}]}</math></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(d) 有価証券取引税 = <math>\frac{[\text{期中の有価証券取引税}]}{[\text{期中の平均受益権口数}]}</math></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(e) <u>保管費用等</u> = <math>\frac{[\text{期中の保管費用等}]}{[\text{期中の平均受益権口数}]}</math></p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p>(追加型投資信託)</p>

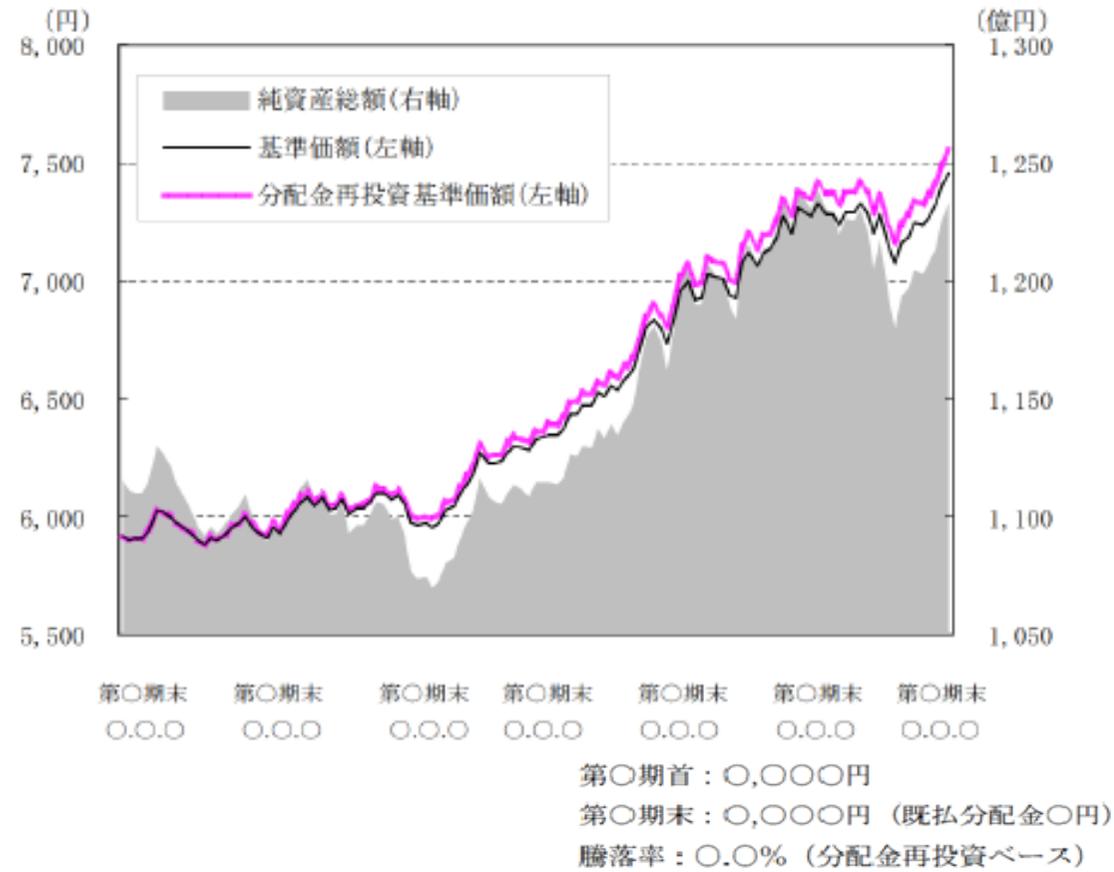
新	旧
<p>期中の費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。 （計算方法は記載するが、実数は省略しても良い）</p> <p><u>(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率</u></p> <p><u>期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。</u> <u>「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」</u></p> <p><u>なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。</u></p> <p><u>(☆2) 委託した資金の運用の対価</u> <u>(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</u> <u>(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価</u></p> <p><u>(☆5) (c) 売買委託手数料 = <math>\frac{[期中の売買委託手数料]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u></p> <p><u>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</u></p> <p><u>(☆6) (d) 有価証券取引税 = <math>\frac{[期中の有価証券取引税]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u></p> <p><u>有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金</u></p> <p><u>(☆7) (e) その他費用 = <math>\frac{[期中のその他費用]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u></p> <p><u>その他費用</u> <u>・保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用</u> <u>・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</u> <u>・上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。</u></p> <p>（単位型及び追加型投資信託） （注2）各項目毎に円未満は四捨五入してあります。</p>	<p>期中の費用（消費税のかかるものは消費税を含む）は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、<u>下記の簡便法</u>により算出した結果です。 （計算方法は記載するが、実数は省略しても良い）</p> <p>(a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × [信託報酬率]</p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(c) 売買委託手数料 = <math>\frac{[期中の売買委託手数料]}{[期中の平均受益権口数]}</math></p> <p>(新 設)</p> <p>(d) 有価証券取引税 = <math>\frac{[期中の有価証券取引税]}{[期中の平均受益権口数]}</math></p> <p>(新 設)</p> <p>(e) <u>保管費用等</u> = <math>\frac{[期中の保管費用等]}{[期中の平均受益権口数]}</math></p> <p>(新 設)</p> <p>（単位型及び追加型投資信託） （注2）各項目毎に円未満は四捨五入してあります。</p>

新	旧
<p>なお、<u>ファミリーファンド方式</u>の場合は、(注1)に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。</p> <p>『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及び<u>その他費用</u>は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含まず。』</p> <p>ロ. <u>1万口</u>当たりの費用明細の表示上の留意事項</p> <p>(注1)の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p>(ハ) <u>1万口</u>当たり売買委託手数料、有価証券取引税及び<u>その他費用</u>は、円未満四捨五入</p> <p>(ニ)～(ヌ) (略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(ル) ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。</p> <p><u>(ワ) 投資先ファンドについて「各項目の費用は、このファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)が支払った費用を含みません。」旨の注記をすること。</u></p> <p><u>なお、さらに各ファンドの状況に応じ、「当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を付した上で、当該明細を参照できるようにするものとする。</u></p> <p><u>(ヰ) 「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」旨の注記を付すこととする。</u></p> <p>(5)～(14) (略)</p> <p>(16) 投資信託財産の構成</p> <p>イ. 様式例 (略)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) <u>ファミリーファンド方式</u>の場合の表示順序は、直接組み入れ次いでマザーファンドとする。</p> <p>(ホ)～(ト) (略)</p> <p>(18) (略)</p>	<p>なお、<u>ファミリー方式</u>の場合は、(注1)に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。</p> <p>『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及び<u>保管費用等</u>は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含まず。』</p> <p>ロ. <u>1口</u>当たりの費用明細の表示上の留意事項</p> <p>(注1)の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項</p> <p>(イ)～(ロ) (同 左)</p> <p>(ハ) <u>1口</u>当たり売買委託手数料、有価証券取引税及び<u>保管費用等</u>は、円未満四捨五入。</p> <p>(ニ)～(ヌ) (同 左)</p> <p><u>(ル) 様式例における(c)株式(新株予約権証券及び株式の性質を有するオプション証券等を含む。)及び商品の売買委託手数料以外の項目については任意表示項目とし、表示しなくても差し支えないこととする。</u></p> <p>(ワ) ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(5)～(14) (同 左)</p> <p>(16) 投資信託財産の構成</p> <p>イ. 様式例 (同 左)</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ)～(ハ) (同 左)</p> <p>(ニ) <u>ファミリー方式</u>の場合の表示順序は、直接組み入れ次いでマザーファンドとする。</p> <p>(ホ)～(ト) (同 左)</p> <p>(18) (同 左)</p>



① 基準価額等の推移

イ. 表示例



\*分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。  
 \*分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

ロ. 表示上の留意事項

(イ) 作成対象期間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。

(ロ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、

新	旧
<p><u>単位は左軸である旨を表示するものとする。</u></p> <p><u>(ハ) 当該折れ線グラフに純資産総額の推移の表示を面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。</u></p> <p><u>(ニ) 作成対象期間の期首及び期末の基準価額並び騰落率（分配金再投資後）を表示するものとする。また、期末の基準価額の表示の近傍に「既払分配金額」を併せて表示するものとする。</u></p> <p><u>(ホ) 当該図には、ベンチマークを併記することを原則とする。</u></p> <p><u>(ヘ) 上記図の下に、以下の注意書きを表示するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・分配金再投資基準価額は、収益分配金（税込み）を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものである旨</u></li> <li><u>・分配金を再投資するかどうかについてはお客様がご利用のコースにより異なり、また、ファンドの購入価額により課税条件も異なるので、お客様の損益の状況を示すものではない旨</u></li> </ul> <p><u>② 基準価額の主な変動要因</u></p> <p><u>基準価額の主な変動要因の説明に当たっては、当該投資信託の交付目論見書の「ファンドの目的・特色」に記載した内容と比較しながら、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。</u></p>	

新

旧

## ③ 1万口当たりの費用明細

## イ. 様式例

計算期間が6ヶ月未満のファンド

## ○ 1万口当たりの費用明細

項 目	第〇〇期～第〇〇期		項目の概要
	(〇.〇.〇～〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)
( <u>投信会社</u> )			(注1) 中の記載箇所 (☆2)
( <u>販売会社</u> )			(注1) 中の記載箇所 (☆3)
( <u>受託会社</u> )			(注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
( <u>株 式</u> )			
( <u>新株予約権証券</u> )			
( <u>オプション証券等</u> )			
( <u>新株予約権付社債(転換社債)</u> )			
( <u>商 品</u> )			
( <u>先物・オプション</u> )			
(d) 有価証券取引税			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
( <u>株 式</u> )			
( <u>新株予約権証券</u> )			
( <u>オプション証券等</u> )			
( <u>新株予約権付社債(転換社債)</u> )			
( <u>公社債</u> )			
(e) その他費用			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
( <u>保管費用</u> )			
( <u>監査費用</u> )			
( <u>その他</u> )			
合 計			

新

旧

計算期間が6ヶ月以上のファンド

○ 1万口当たりの費用明細

項 目	当 期		項目の概要
	(〇.〇.〇~〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)
(投信会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆2)
(販売会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆3)
(受託会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(株 式)			
(新株予約権証券)			
(オプション証券等)			
(新株予約権付社債(転換社債))			
(商 品)			
(先物・オプション)			
(d) 有価証券取引税			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(株 式)			
(新株予約権証券)			
(オプション証券等)			
(新株予約権付社債(転換社債))			
(公社債)			
(e) その他費用			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
(保管費用)			
(監査費用)			
(その他)			
合 計			

(注1)

以下に係る注記中、(☆)箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

(単位型投資信託)

(欄外注記) 項目の概要

期中において発生した費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は、解約によって受

新	旧
<p><u>益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。</u>  <u>(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)</u></p> <p><u>(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率 (※)</u>  <u>(※) 信託報酬を純資産ベースで日々計上しているファンド。</u>  <u>若しくは</u>  <math display="block">= \frac{[半期末の支払信託報酬額]}{[半期末の受益権口数]} + \frac{[期末の支払信託報酬額]}{[期末の受益権口数]}</math></p> <p><u>期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。</u>  <u>「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。</u></p> <p><u>なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。</u>  <u>(☆2) 委託した資金の運用の対価</u>  <u>(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</u>  <u>(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価</u></p> <p><u>(☆5) (c) 売買委託手数料 = <math>\frac{[期中の売買委託手数料]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u>  <u>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</u></p> <p><u>(☆6) (d) 有価証券取引税 = <math>\frac{[期中の有価証券取引税]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u>  <u>有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金</u></p> <p><u>(☆7) (e) その他費用 = <math>\frac{[期中のその他費用]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u>  <u>その他費用</u>  <u>・保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用</u>  <u>・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</u>  <u>・上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。</u></p>	

新	旧
<p><u>(追加型投資信託)</u></p> <p><u>(欄外注記) 項目の概要</u></p> <p><u>期中の費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。</u></p> <p><u>(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)</u></p> <p><u>(☆1) (a) 信託報酬 = [期中の平均基準価額] × 信託報酬率</u></p> <p><u>期中の平均基準価額は〇〇〇〇円です。</u></p> <p><u>「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」</u></p> <p><u>なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。</u></p> <p><u>(☆2) 委託した資金の運用の対価</u></p> <p><u>(☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</u></p> <p><u>(☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価</u></p> <p><u>(☆5) (c) 売買委託手数料 = <math>\frac{[期中の売買委託手数料]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u></p> <p><u>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</u></p> <p><u>(☆6) (d) 有価証券取引税 = <math>\frac{[期中の有価証券取引税]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u></p> <p><u>有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金</u></p> <p><u>(☆7) (e) その他費用 = <math>\frac{[期中のその他費用]}{[期中の平均受益権口数]}</math></u></p> <p><u>その他費用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用</u></li> <li><u>・ 監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</u></li> <li><u>・ 上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。</u></li> </ul>	

新	旧
<p><u>(単位型及び追加型投資信託)</u></p> <p><u>(注2) 各項目毎に円未満は四捨五入してあります。</u></p> <p><u>なお、ファミリーファンド方式の場合は、(注1)に続いて、次の「なお書き」を表示するものとする。</u></p> <p><u>『なお、売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、このファンドが組み入れているマザーファンドが支払った金額のうち、このファンドに対応するものを含まず。』</u></p> <p><u>ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項</u></p> <p><u>(注1)の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項</u></p> <p><u>(イ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。(単位未満切捨)</u></p> <p><u>(ロ) 期中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。(元本が1口1円のファンドは、基準価額を表示する単位)</u></p> <p><u>(ハ) 1万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入</u></p> <p><u>(ニ) 期中平均基準価額は各月末の単純平均。</u></p> <p><u>(ホ) 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。</u></p> <p><u>売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末(決算の属する月については決算日)の仲値で換算した邦貨金額の合計。</u></p> <p><u>(ヘ) 期中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、ベビーファンドが直接支払ったものに、配当等収益額計算書に準じて計算した当該ベビーファンドに帰属するマザーファンドの各々の金額を加算する。</u></p> <p><u>(ト) 当該額が負(マイナス)になる場合は、表中に△を付す。</u></p> <p><u>(チ) 計算期間が6ヶ月未満のファンドについては、各計算期間の(a)~(e)を算出し、作成期末から過去6ヶ月間において合算して表示することとする。ただし、各決算毎に表示しても差し支えない。</u></p> <p><u>(リ) 計算期間が6ヶ月以上のファンドについて、前期分の表示をしても差し支えない。</u></p> <p><u>(ヌ) 直販専用ファンドについては、信託報酬における販売会社の項目は表示しなくもよいこととする。</u></p> <p><u>(ル) ファンド・オブ・ファンズの、(c)売買委託手数料、(d)有価証券取引税については投資信託証券の売買に係る手数料額、取引税額等を表示するものとする。</u></p> <p><u>(ヲ) 投資先ファンドについて「各項目の費用は、このファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く。)が支払った費用を含みません。」旨の注記をすること。</u></p>	

新

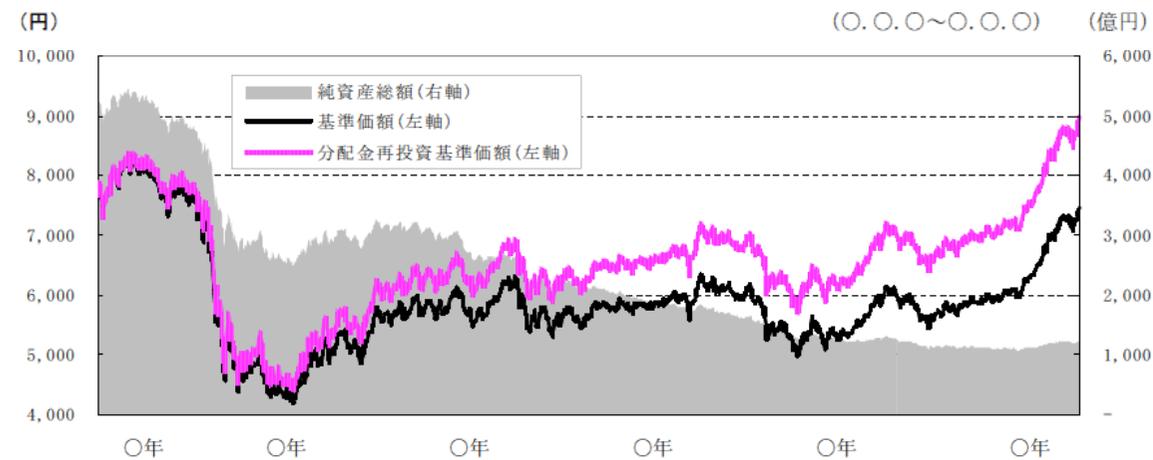
旧

なお、さらに各ファンドの状況に応じ、「当該投資信託証券の直近の計算期末時点における「1万口当たりの費用明細」が取得できるものについては「組入れ上位ファンドの概要」に表示することとしております。」旨の注記を付した上で、当該明細を参照できるようにするものとする。

(ワ) 「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100を乗じたものです。」旨の注記を付すこととする。

#### ④ 最近5年間の基準価額等の推移

##### イ. 表示例



	○年○月○日 期初	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日	○年○月○日 決算日
基準価額 (円)						
期間分配金合計 (税込み) (円)						
分配金再投資基準価額騰落率 (%)						
〇〇〇〇指数 (円建て) 騰落率 (%)						
△△△△指数 (円建て) 騰落率 (%)						
××××指数 (円建て) 騰落率 (%)						
純資産総額 (百万円)						

(注) 〇〇〇〇指数 (円建て)、△△△△指数 (円建て)、×××× (円建て) は当ファンドの参考指数です。  
参考指数は投資対象資産の市場動向を説明する代表的な指数として記載しております。

##### ●参考指数に関して

・〇〇〇〇指数は、……………

新	旧
<p> <u>・△△△△指数は、……………</u>  <u>・××××指数は、……………</u>  <u>・海外の指数は、基準価額への反映を考慮して、現地前営業日の終値を採用しています。</u> </p> <p> <u>ロ. 表示上の留意事項</u> </p> <p> <u>(イ) 最近5年間における基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移並びに純資産総額の推移の表示に当たっては、一の図に表示するものとする。</u> </p> <p> <u>(ロ) 基準価額の推移及び分配金再投資基準価額の推移については、折れ線グラフを用い、単位は左軸である旨を表示するものとする。</u> </p> <p> <u>(ハ) 当該折れ線グラフに純資産総額の推移の棒グラフ若しくは面グラフを併記し、単位は右軸である旨を表示するものとする。</u> </p> <p> <u>(ニ) 最近5年間における決算日における基準価額、期間分配金（税込み）、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率及び純資産総額を図表を用い表示するものとする。なお、計算期間が6ヶ月または6ヶ月未満のファンドについては、各決算日を各年次における一定の決算日と読み替えるものとする。</u> </p> <p> <u>(ホ) 当該図表には、ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）を併記することを原則とし、併記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。</u> </p> <p> <u>(ヘ) 株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、以下の注意書きを参考にして表示するものとする。</u> </p> <p> <u>・（例示）〇〇〇〇指数、△△△△指数、××××指数は当ファンドの参考指数です。参考指数は投資対象資産の相場を説明する代表的な指数として記載しているものです。</u> </p> <p> <u>(ト) 株価指数等の参考指数を併記する場合は、図表の下に、「参考指数に関して」と当該指数の説明を表示するものとする。</u> </p>	

(チ) 運用実績が5年未満であってもグラフの横軸は5年とするものとする。

⑤ 投資環境

表示に当たっては、組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

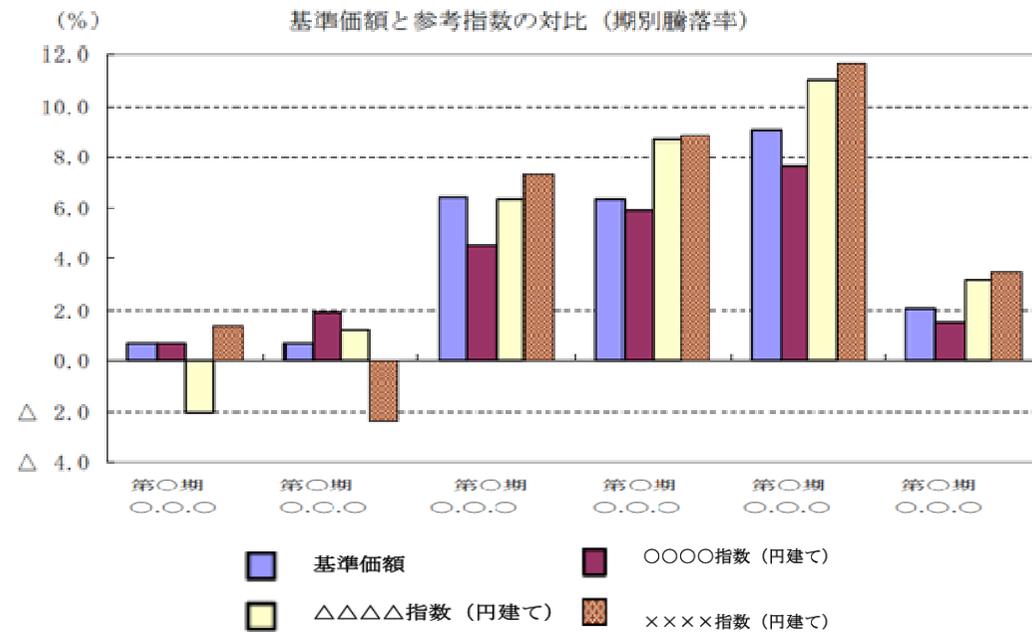
⑥ 当該投資信託のポートフォリオ

表示に当たっては、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針をもとに当期中における運用の経過及びその結果を組入れ資産毎に、文章にて、簡潔にわかりやすく説明するものとする。

⑦ 当該投資信託のベンチマークとの差異

イ. 表示例

当ファンドは運用の目標となるベンチマークを設けておりません。以下のグラフは、当ファンドの基準価額と参考指数の騰落率の対比です。



ロ. 表示上の留意事項

(イ) 当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間末の当該投資信託の基準価

新

旧

額とベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）の騰落率の対比を棒グラフを用い表示するものとする。

（ロ）ベンチマーク（ベンチマークがない場合は、株価指数等の参考指数とする。）との対比表記を原則とし、表記できない場合は、その具体的な理由を表示するものとする。

⑧ 分配金

イ. 表示例

第〇期から第〇期の1万口当たり分配金（税込み）はそれぞれ〇円といたしました。なお、留保益につきましては、今後の運用方針に基づき運用させていただきます。

計算期間が6ヶ月未満のファンド（毎月決算の例）

（単位：円・%、1万口当たり・税引前）

項 目	〇期	〇期	〇期	〇期	〇期	〇期
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
	～	～	～	～	～	～
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
当期分配金 （対基準価額比率）						
当期の収益						
当期の収益以外						
翌期繰越分配対象額						

計算期間が6ヶ月以上のファンド（1年決算の例）

（単位：円・%、1万口当たり・税引前）

項 目	〇期
	〇年〇月〇日～ 〇年〇月〇日
当期分配金 （対基準価額比率）	
当期の収益	
当期の収益以外	
翌期繰越分配対象額	

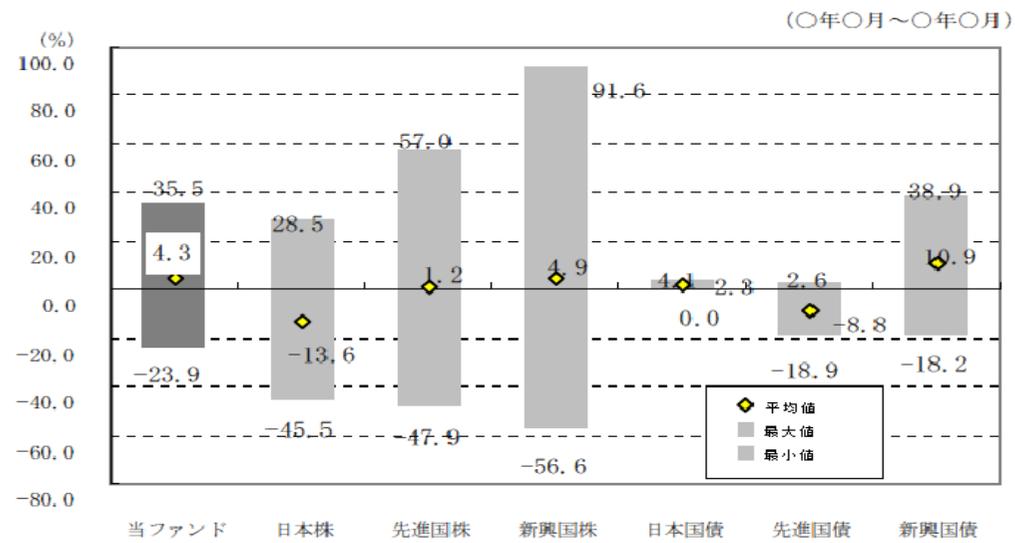
ロ. 表示上の留意事項

新	旧
<p>(イ) 当該交付運用報告書作成対象期間中の各計算期間の状況を区分して記載するものとする。</p> <p>(ロ) 表示は1万口（基準価額を表示する単位をいう。以下同じ。）当たりとする。</p> <p>(ハ) 「当期分配金」には「(対基準価額比率)」を表示するものとし、この場合、対基準価額比率は当期分配金（税込み）の期末基準価額（分配金込み）に対する比率であり、ファンドの収益率とは異なる旨を注記するものとする。</p> <p>(ニ) 「当期の収益」は、「経費控除後の配当等収益」と「経費控除後・繰越欠損補填後の売買益(含、評価益)」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。</p> <p>(ホ) 「当期の収益以外」は、「分配準備積立金」と「収益調整金」から、それぞれ当期の分配に充当した額の合計を表示するものとする。</p> <p>(ヘ) 「当期の収益」及び「当期の収益以外」の算出に当たっては、1万口当たりで小数点以下の値がある場合には、小数点以下の値を含んで合算し、合算した額については、小数点以下を切り捨てるものとする。</p> <p>なお、該当欄に数値がない場合は、「-」で表示し、小数点以下のみの数値の場合は、「0」と表示するものとする。</p> <p>また、「当期の収益」及び「当期の収益以外」は、小数点以下を切り捨てて表示していることから、合計した額が「当期分配金」と一致しない場合はその旨を注記として表示するものとする。なお、一致している場合も注記を記載することを妨げない。</p> <p>(ト) 「翌期繰越分配対象額」は、「当期の収益分配可能額」から、「当期の分配金額」を差し引いた額を表示するものとする。</p> <p>(2) 今後の運用方針</p> <p>表示に当たっては、組入れ資産毎に、交付目論見書の「ファンドの目的・特色」の運用方針に基づいた今後の運用方針を文章にて、簡潔にわかりやすく表示するものとする。</p> <p>(3) お知らせ</p> <p>イ. 表示例</p> <p>○運用体制の変更について</p> <p>当作成期間中に、運用方針の決定に関わる部門にクレジットリサーチチームを組織しました。同チームにより格付機関の情報を総合的に整理・活用することで、投</p>	

新	旧																								
<p><u>資対象企業の信用力の分析力を強化することを狙いとしています。</u></p> <p><u>ロ. 表示上の留意事項</u></p> <p><u>(イ) 表示に当たっては、当期中において、投資信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合、又は運用体制の変更等委託会社が重要と判断した変更等があった場合はその内容を表示するものとする。</u></p> <p><u>(4) 当該投資信託の概要</u></p> <p><u>イ. 様式例</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">商品分類</td> <td colspan="2">追加型/海外/資産複合</td> </tr> <tr> <td>信託期間</td> <td colspan="2">無期限</td> </tr> <tr> <td>運用方針</td> <td colspan="2">海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">主要投資対象</td> <td>当ファンド</td> <td>①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券</td> </tr> <tr> <td>世界・ソブリン・マザーファンド</td> <td>海外の公社債等</td> </tr> <tr> <td>海外REITマザーファンド</td> <td>海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券</td> </tr> <tr> <td>海外高配当株マザーファンド</td> <td>海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの運用方法</td> <td colspan="2">①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。</td> </tr> <tr> <td>分配方針</td> <td colspan="2">分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</td> </tr> </table> <p><u>ロ. 表示上の留意事項</u></p> <p><u>(イ) 当該投資信託の概要を表示するに当たっては、商品分類、信託期間、運用方針、主要投資対象、運用方法及び分配方針について、表示するものとする。</u></p> <p><u>(5) 代表的な資産クラスとの騰落率の比較</u></p> <p><u>イ. 表示例</u></p>	商品分類	追加型/海外/資産複合		信託期間	無期限		運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。		主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）	当ファンドの運用方法	①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。		分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。		
商品分類	追加型/海外/資産複合																								
信託期間	無期限																								
運用方針	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当収益の確保と値上り益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。																								
主要投資対象	当ファンド	①世界・ソブリン・マザーファンドの受益証券 ②海外REITマザーファンドの受益証券 ③海外高配当株マザーファンドの受益証券																							
	世界・ソブリン・マザーファンド	海外の公社債等																							
	海外REITマザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券																							
	海外高配当株マザーファンド	海外の金融商品取引所上場および店頭登録株式（上場予定および登録予定を含みます。）																							
当ファンドの運用方法	①各マザーファンドの受益証券を、それぞれ信託財産の純資産総額の3分の1ずつ組入れます。 ②保有実質外貨建資産について、為替変動のリスクを回避するための為替ヘッジは行いません。																								
分配方針	分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とし、原則として、安定した分配を継続的に行うことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。																								

新

旧



(当該ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率 (%))

	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	+4.3	-13.6	+1.2	+4.9	+2.3	-8.8	+10.9
最大値	35.5	28.5	57.0	91.6	4.1	2.6	38.9
最小値	-23.9	-45.4	-47.9	-56.6	0	-18.9	-18.2

(注) 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*○年○月～○年○月の5年間における1年騰落率の平均・最大・最小を、当該ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

\*各資産クラスの指数

- 日本株・・・○○○○○
- 先進国株・・・○○○○○
- 新興国株・・・○○○○○
- 日本国債・・・○○○○○
- 先進国債・・・○○○○○
- 新興国債・・・○○○○○

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。なお、図中に平均、最大、最小の騰落率が表示されている場合における「(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率及び最小騰落率(%))」は、表示しなくても差支えない。
- (ロ) イメージ図の騰落率については、直近月末時点での騰落率であり、決算日時点のデータではないため、例えば、「上記の騰落率は直近月末から60ヶ月遡った算出結果であり、決算日に対応した数値とは異なります。」旨の記載をする等、創意工夫して記載するものとする。

(6) 当該投資信託のデータ

① 当該投資信託の組入資産の内容

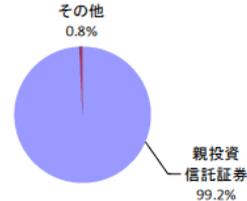
イ. 表示例

○組入(上位)ファンド(銘柄)

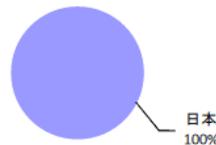
	第○期末
	○年○月○日
世界・ソブリン・マザーファンド	32.8%
海外REITマザーファンド	32.8
海外高配当株マザーファンド	33.3
その他	0.8

(注)組入比率は純資産総額に対する各マザーファンドの評価額の割合です。

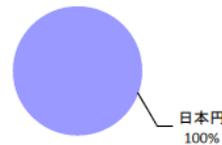
○資産別配分



○国別配分



○通貨別配分



(注)国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。

ロ. 表示上の留意事項

- (イ) 表示例は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。
- (ロ) 作成期間末日の組入資産の内容の表示に当たっては、作成期間末日の上位銘柄を表示し、それぞれの組入比率を図表を用い表示するとともに、資産別配分、国別配分、通貨別配分を円グラフを用い表示するものとする。
- (ハ) 当該投資信託がファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの場合は、計算期間末日(作成期間末日)における上位3ファンド以上を記載し、そ

新

旧

それぞれの組入比率を記載するものとする。

(ニ)「全銘柄に関する詳細な情報等につきましては、運用報告書（全体版）に記載されています。」旨の注記をするものとする。

② 純資産等

イ. 表示例

項目	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末	第〇期末
	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日	〇年〇月〇日
純資産総額	円	円	円	円	円	円
受益権総口数	口	口	口	口	口	口
1万口当たり基準価額	円	円	円	円	円	円

※当作成期間（第〇期～第〇期）中における追加設定元本額は 円、同解約元本額は 円です。

ロ. 表示上の留意事項

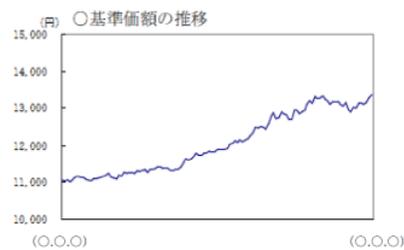
(イ) イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。

(ロ) 作成対象期間の純資産等の表示に当たっては、期末毎に純資産総額、受益権総口数及び1万口当たり基準価額を表示する。併せて、表外に作成対象期間における追加設定元本額及び同解約元本額を注記するものとする。

③ 組入上位ファンド（銘柄）の概要

イ. 表示例

◆世界・ソブリン・マザーファンド



〇上位10銘柄

銘柄名	〇〇	比率
米国銘柄	±	%
英国銘柄	±	
±	±	
±	±	
±	±	
±	±	
±	±	
±	±	
±	±	
組入銘柄数	〇銘柄	

〇1万口当たりの費用の明細

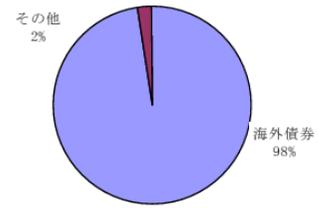
(〇.〇.〇～〇.〇.〇)

項目	
(a) 保管費用	円
合計	

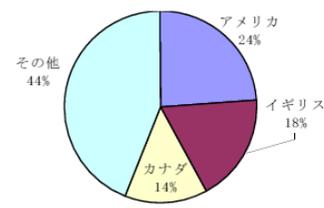
新

旧

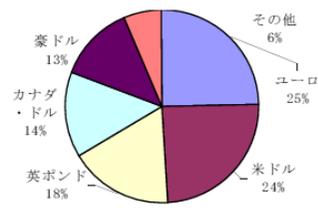
○資産別配分



○国別配分

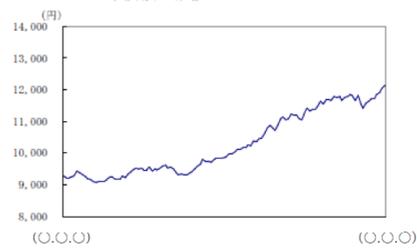


○通貨別配分



◆海外REITマザーファンド

○基準価額の推移



○上位10銘柄

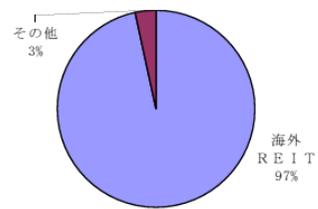
銘柄名	〇〇	比率
米国銘柄	⋮	%
英国銘柄	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
組入銘柄数	〇銘柄	

○1万円当たりの費用の明細

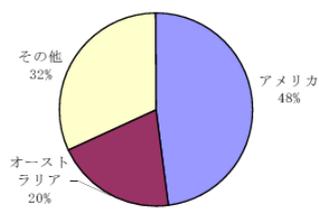
(0.00~0.00)

項目	
(a) 売買委託手数料	円
(b) 有価証券取引税	
(c) 保管費用	
合計	

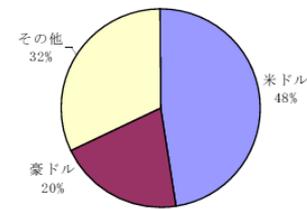
○資産別配分



○国別配分

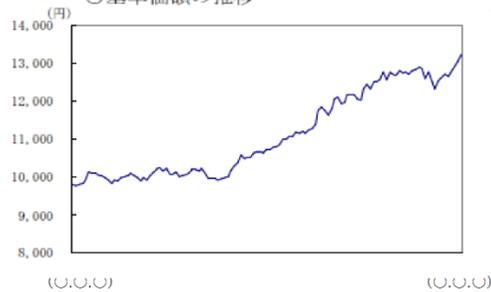


○通貨別配分



◆海外高配当株マザーファンド

○基準価額の推移



○上位10銘柄

銘柄名	〇〇	比率
米国銘柄	⋮	%
英国銘柄	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
⋮	⋮	
組入銘柄数	〇銘柄	

○1万円当たりの費用の明細

(0.00~0.00)

項目	
(a) 売買委託手数料	円
(b) 有価証券取引税	
(c) 保管費用	
合計	

新	旧
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>○資産別配分</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>○国別配分</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>○通貨別配分</p> </div> </div> <p>(注1) 基準価額の推移、組入上位銘柄、資産別・国別・通貨別配分のデータは〇年〇月〇日現在のものです。</p> <p>(注2) 1万口当たりの費用の明細は組入れファンドの直近の決算期のものです。費用項目については1ページの注記をご参照ください。</p> <p>(注3) 資産別・通貨別配分の比率は純資産総額に対する評価額の割合、国別配分の比率はポートフォリオ部分に対する評価額の割合です。</p> <p>ロ. 表示上の留意事項</p> <p>(イ) <u>イメージ図は、例示の為、各社で扱う投資信託の商品に合わせて記載するものとする。</u></p> <p>(ロ) <u>作成対象期間末日の組入上位ファンドの概要の表示に当たっては、交付目論見書のファンドの特色に応じて、作成対象期間末日の組入上位ファンドの銘柄毎に基準価額の推移、投資先ファンドの作成期間末日の上位10銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数、1万口当たりの費用明細、資産別配分、国別配分、通貨別配分を表示するものとする。</u></p> <p><u>表示に際しては、基準価額の推移は折れ線グラフを用い、投資先ファンドの作成期間末日の上位10銘柄以上及び銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数及び1万口当たりの費用明細は表を用い、さらに資産別配分、国別配分、通貨別配分については円グラフを用い表示するものとする。なお、上位10銘柄以上を表示するに際し、通貨、種別、投資国等必要と考えられる項目を合わせて表示しても差支えないものとする。</u></p> <p>(ハ) (ロ)に係る「1万口当たりの費用明細」について、<u>ファンド・オブ・ファンズの場合等で、当該情報の取得が不可能である場合には、その旨を注記するものとする。</u></p> <p>(ニ) <u>ファミリーファンド方式やファンド・オブ・ファンズの組入れファンドの場合は、直近の計算期間末日（作成期間末日）における上位10銘柄以上を記載し、銘柄それぞれの組入比率と全銘柄数を記載するものとする。</u></p> <p>(ホ) <u>投資先ファンドの構造において、2層以上になる場合は、階層構造の数に応じた円グラフを表示するか、又は、当該投資先ファンドから先のファンドにつ</u></p>	

新	旧
<p>いては、当該投資先ファンドにおいて、その実質的な投資先の資産構成がわかるよう円グラフを表示するものとする。</p> <p>なお、その際には、ファンドの投資先の資産構成がわかるように表示しているため、「直接投資しているのはファンド（受益権）ですが、その先の投資資産を表示しております。」といった注記を記載する必要があることに留意するものとする。</p> <p><b>3.</b> 規則第 14 条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 2 とする。</p> <p>1. ～ 5. (2) (略)</p> <p><b>6. MMF の追加開示</b></p> <p>(1) MMF 満期保有目的債券 イ. 及びロ. (略)</p> <p>(2) 格付別組入資産の純資産総額に対する比率 イ. 及びロ. (略)</p> <p><b>7. 1 万口当たりの費用明細</b></p>	<p><b>2.</b> 規則第 14 条に規定する運用報告書に係る表示事項の様式及び表示要領は、別表 2 とする。</p> <p>1. ～ 5. (2) (同 左)</p> <p><b>5. (3) MMF 満期保有目的債券</b> イ. 及びロ. (同 左)</p> <p><b>6. 格付別組入資産の純資産総額に対する比率</b> イ. 及びロ. (同 左)</p> <p>(新 設)</p>

新

旧

## イ. 様式例

項 目	作成期間		項目の概要
	(〇.〇.〇~〇.〇.〇)		
	金額	比率	
(a) 信託報酬	円	%	(注1) 中の記載箇所 (☆1)
(投信会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆2)
(販売会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆3)
(受託会社)			(注1) 中の記載箇所 (☆4)
(b) 募集手数料			
(c) 売買委託手数料			(注1) 中の記載箇所 (☆5)
(新株予約権付社債(転換社債))			
(先物・オプション)			
(d) 有価証券取引税			(注1) 中の記載箇所 (☆6)
(新株予約権付社債(転換社債))			
(公社債)			
(e) その他費用			(注1) 中の記載箇所 (☆7)
(保管費用等)			
(監査費用)			
(その他代表的な費用)			
合 計			

## (注1)

以下に係る注記中、(☆) 箇所は表中の右欄に必ず記載することとし、その他の項目は各社の創意工夫により記載するものとする。

## (欄外注記) 項目の概要

作成期間中の費用(消費税のかかるものは消費税を含む)は追加、解約によって受益権口数に変動があるため、簡便法により算出した結果です。

(計算方法は記載するが、実数は省略しても良い)

(☆1) (a) 信託報酬 = [作成期間中の平均基準価額] × 信託報酬率

作成期間中の平均基準価額は10,000円です。

「比率」欄は「1万口当たりのそれぞれの費用金額を期中の平均基準価額で除して100

新	旧
<p>を乗じたものです。</p> <p>(☆2) 委託した資金の運用の対価  <u>なお、以下の各項目の対価となる役務の内容等は例示である。</u></p> <p>(☆2) 委託した資金の運用の対価  (☆3) 交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価  (☆4) 運用財産の管理、投信会社からの指図の実行の対価</p> <p>(☆5) (c) 売買委託手数料 = <math>\frac{\text{〔作成期間中の売買委託手数料〕}}{\text{〔作成期間中の平均受益権口数〕}}</math></p> <p>売買委託手数料は、有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p>(☆6) (d) 有価証券取引税 = <math>\frac{\text{〔作成期間中の有価証券取引税〕}}{\text{〔作成期間中の平均受益権口数〕}}</math></p> <p>有価証券取引税は、有価証券の取引の都度発生する取引に関する税金</p> <p>(☆7) (e) その他費用 = <math>\frac{\text{〔作成期間中のその他費用〕}}{\text{〔作成期間中の平均受益権口数〕}}</math></p> <p><u>その他費用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管費用は、海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管及び資金の送金・資産の移転等に要する費用</li> <li>・監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li> <li>・上記以外に発生した費用について、具体的な項目及び役務の内容等を記載するものとする。</li> </ul> <p>ロ. 1万口当たりの費用明細の表示上の留意事項</p> <p><u>(注1) の計算方法及び実数を表示する場合の留意事項</u></p> <p>(イ) 作成期間中の売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は千円単位。(単位未満切捨)</p> <p>(ロ) 作成期間中の平均受益権口数は、各月末の残存口数の単純平均。単位は千口。(元本が1口1円のファンドは、基準価額を表示する単位)</p> <p>(ハ) 1万口当たり売買委託手数料、有価証券取引税及びその他費用は、円未満四捨五入</p> <p>(ニ) 作成期間中平均基準価額は各月末の単純平均。</p> <p>(ホ) 外貨建の邦貨換算は、次の方法による。</p> <p>売買委託手数料、有価証券取引税、その他費用は各月末(決算の属する月については</p>	

新	旧
<p><u>決算日)の仲値で換算した邦貨金額の合計。</u>  <u>(へ)当該額が負(マイナス)になる場合は、表中に△を付す。</u></p> <p><u>4.</u> (略)</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この改正は、平成 26 年 12 月 1 日から実施し、実施日以後に到来する新投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る投資信託の運用報告書(全体版)及び交付運用報告書について適用し、同日前に到来した旧投信法第 14 条第 1 項に規定する作成期日に係る運用報告書については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2. 投信法附則第 38 条(検討)に「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定されていることを踏まえ、それに対応した措置を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>3.</u> (同 左)</p> <p>(同 左)</p>